

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

告示

号外(一) 令和五年六月二十一日

岐阜県告示第二百七十一号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 二・(四)エトキシフェニル(メチル)・五・ニトロ・(二)ピペリジ
ン・(一)イル(エチル)・(H・ベンゾ)「d」イミダゾール及びその塩類
(通称 Ettonitazepipne、N・Piperidinyl Ettoni
tazene)

2 (二)R・(三)R・(二)ニ・(三)クロロフェニル(三)メチルモルフォリン、(二)
S・(三)S・(二)ニ・(三)クロロフェニル(三)メチルモルフォリン及びそれらの
塩類

(通称三・CPM、三・Chlorophenmetrazine)

3 N・(アダマンタン)・(一)イル(一)ニ・(四)フルオロブチル(一)H・インダ
ゾール(三)カルボキシアミド及びその塩類

(通称四F・ABINACA、四F・ABUTINACA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある
と認められるため。

三 指定の効力が発生する日
令和五年六月二十二日

令和五年六月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社